

# 生活保護の改革STOP!

## 生保裁判連 第10回総会・交流会

### 取り戻そう、生きる権利を北九州



〈日時〉2004年9月5日(日)午前9時半開場・10時開会～午後4時

〈会場〉西日本総合展示場 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1

TEL 093-511-6848 ●JR小倉駅から徒歩3分

# 生保裁判連 ニュース

第二四号 二〇〇四年八月発行  
○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 竹下法律事務所  
(〇七五二四一一二三四)

全国生活保護裁判連第10回総会・交流会への参加を心からお待ちしています。

弁護士 高木佳世子

北九州市は他の政令市の保護率が軒並み上昇を続ける中、平成13年5月まで保護率を下げ続けてきました。今でこそ微増傾向にあります。小泉「構造改革」の当然の結果としての失業増加・就職難の中、本当は保護率の微増ですむはずがなく、多くの人が最低生活以下の生活を強いられているに違いありません。福祉事務所の窓口では、困り果てて申請に来た市民に対して、「税金なんだから簡単にはやられん」「何でも保護するわけにはいかない」などと言って、申請書を渡さず相談扱いにして追い返すといったことが続いています。

能力主義、自己責任といったことばがもたらされる中、弱者に対する視線は冷たさを増す一方ですが、この北九州の総会で、共に生きる社会の実現のために、一步を踏み出す勇気を皆さんと分かち合いたいと思います。ご多用のところとは存じますが、ぜひ多くの方々にお集まりいただけますよう、よろしく願います。

病弱な子どものためにケースワーカーにも相談して日当たりのいいアパートに引っ越したら...

札幌地裁で審理が続いている「札幌敷金返還決定取消訴訟」は、証拠調べも終わり、いよいよ九月十五日が結審の予定です。

本件は、生活保護を受けていた母子家庭が二女の病状改善を目的に転居した後に、転居先の家賃を偽って申告したとして、いったん支給された一時金(敷金、不動産仲介手数料及び移送費)の返還を命じられた事件です。Aさんの二女は、小児喘息で頻りに発作を起こしていました。

他方、Aさん一家が住んでいたマンションは、日当たりが悪くじめじめしていたことから、Aさんは医師のアドバイスにより日当たりのいいマンションに引っ越したいと考えました。

そこで、Aさんがそのことを担当のケースワーカーに相談したところ、ケースワーカーはAさんの住んでいたマンションが日当たりの悪いことを確認した上で、Aさんに「医師の意見書があれば引っ越してもいいですよ。引っ越し費用も出ます。」と言ったので、Aさんは早速転居先を探しました。ただ、Aさんとしては、二女の通っていた病院から

## 札幌敷金返還訴訟の現状と展望

病弱な子どものために日当たりのいいアパートに引っ越したただけなのに...

弁護士 竹下義樹

遠くなることを避け、さらには子どもたちが通っていた保育園との関係も考えて、同一学区内で転居先を探しました。その結果、どうしても基準家賃内での転居先が見つからず、やむなく基準家賃を超えるマンションに転居することにしました。Aさんは困って仲介業者に相談したところ、仲介業者から転居先の家賃を基準家賃として申請すれば大丈夫というアドバイスを受けたので、そのことをケースワーカーに話しました。Aさんはケースワーカーからも「基準家賃で申告しなさい。」とアドバイスされたので、仲介業者から受け取ったマンションの重要事項説明書を福祉事務所に提出した。

ところが、Aさんが転居して三ヶ月ほどしてから、新たに担当となったワーカーが、突然申告された家賃が偽りであるとして、虚偽申告を理由に敷金等を返還せよと言いつつ出たのです。

結局、福祉事務所はAさんに対し生活保護法七八条を適用し、Aさんに不正受給があったとして返還命令を発しました。

だましたわけでもなく、利益を得ているわけでもないのに、どうして「不正受給」?

の申告をした訳ではないし、特に利得をしている訳でもなく、しかも当時のワーカーの了解の下に申告したにすぎないから「不正受給」といわれることに納得できないとして、返還命令の取消訴訟を提起したのです。

提訴後、双方の主張が提出された中で、福祉事務所は突然Aさんには引っ越しの必要もなかったのだとまで言い出しました。平成十六年二月五日に担当ケースワーカーの証人尋問が実施され、ワーカーはAさんに「基準家賃として申告しなさい。」というアドバイスをした点是否定しましたが、転居前のマンションは日当たりが悪く、Aさんに引っ越しを助言したことや申告書は自ら記載したことを認めました。

本件では返還命令を受け取った日がいづであるか(Aさんが返還命令をみた日がいづであるか)も問題となっており、審査請求の申立期間遵守の有無も争点になっています。

六月二十四日にはAさん本人と返還命令を決定した当時の係長及び担当ケースワーカーの尋問が実施されました。六月二十四日の尋問では、Aさんの生活実態を裁判所に知ってもらうとともに、Aさんの生き様、とりわけAさんが小児喘息の二女を含め三人の子供と

ともに必死に生きていることを明確にし、本件は決してAさんの不正行為によるものではないことを明確にできました。また、現在の運用基準としての通達が不合理なものであることや現実の運用としても本件のようなケースで法七八条が適用されていないことも明らかにできました。

今後は学者の意見書と最終準備書面を提出し、九月十五日には結審の運びとなりました。年内には判決が言い渡される可能性もあり

ますので、みなさんのご支援をお願いします。



## ホームレスへの法的支援を網の目のように！

六月六日「ホームレス法的支援交流会」の報告

弁護士 舟木 浩

弁護士、司法書士、現場の支援者などでホームレスが抱える法的な問題について情報交換

ホームレスに対する相談活動に弁護士や司法書士などの法律家が関わる取り組みが各地で行われるようになってきました。その中で、借金問題を抱えるホームレスが多数存在し、また、生活保護法の誤った運用に対して審査請求や裁判による救済が求められるなど、ホームレスに対する法的な支援が不可欠であることが再認識されています。他方、各地の取り組みは、「点」として存在しているのが現状で、各地の活動において十分な情報交換や連携がなされてきませんでした。これらの「点」を結んで網

場を使い、六日の午後から「ホームレス法的支援交流会」を開催しました。東京、大阪、名古屋、神戸、静岡、京都の各地で活動を行っている弁護士、司法書士、現場の支援者などが中心となり、約三十名が集まって、ホームレスが抱える法的な問題について情報交換や意見交換を行いました。

東京、大阪、京都などで創意ある取組み！

その中で、寸劇を取り入れた当事者向けの法律教室や街頭での相談会を実施している東京の取り組み、法律扶助協会に働きかけてホームレス支援のための生活保護の申請代理や償還免除等につき特例措置を認めさせた大阪の取り組み、京都市と連携して保証人斡旋事業を進めている京都の取り組みなど、各地の具体的な取り組みが報告されました。また、直前に起こった隅田川における排除について、法律家連名による申入書が歯止めとして効果を発揮したこと、各地における相談活動から、借金や生活保護の問題以外にも、携帯電話の名義貸しや養子縁組による被害が生じていることなども報告されました。

メリングリスト立ち上げ、引き続き交流会の開催確認  
次は、十月二十三日東京で

今回の交流会を通じて、各地の積極的な取り組みに刺激を受けるとともに、ホームレスに対する法的支援について取り組むべき多くの課題があることが確認されました。そこで、今後とも継続して交流会を開催することが確認され、次回は十月二十三日（土）に東京で集うことになりました。また、一

定の課題毎にチームを作り、各チームで検討を進めることなども確認されました。さらに、活発な情報交換を行うため、メリングリストも立ち上げました。今後、ホームレスに対する法的な支援が網の目のように張り巡らされていくためにも、全国各地から、さらに多くの方がこのネットワークに参加して下さることを切望いたします。

入りやすく、出やすい、そして安心できる生活保護を！

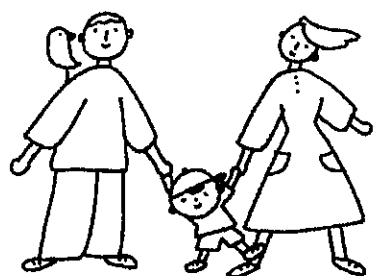
## 生活保護改革山場

裁判連事務局

「注目すべき前向きな議論」  
昨年八月から厚労省に専門委員会が設置され、国の生活保護改革の検討が始まりました。当初この八月にも「まとめ」がだされる予定でしたが、九月十月まで議論を続行することになっていきます。昨年の議論の結果、残念ながら老齢加算の削減が強行されましたが、今年になってからの議論は、「入りやすく、出やすい生活保護」を目指す前向きな議論が進んでいます。専門委員でもある布川報告でその一端がレポートされていますが、例えば、「資産」では、保護開始時の保有預貯金は、最低生活費の3倍程度まで認める。「能力」では、保護開始時は、稼働の意思のみの確認に止め、活用については、受給後の自立支援の問題とする。「扶養」では、生活保持義務関係（夫婦相互間、未成年子に対する親の義務）に限定。「教

全国で九会場一〇〇〇人を超える連鎖集会、  
老齢加算削減処分取消審査請求五〇〇件提起！

今年になってからの専門委員会での変化は、その要因として、①市民生活と生活保護制度との矛盾の深刻さ、②関係者の取組み（シンポ・集会の連続開催・二月から東京二回、千葉、京都二回、大阪、神戸、広島、福岡など九会場一〇六五名）、③関係団体の文書・申入れ（知事会、障害者団体、ひとり親団体、公扶研など）、④専門委員の奮闘、④中嶋訴訟最高裁判決、老齢加算削減処分取消の審査請求が全国で五〇〇件以上提起されたことなど、生活保



護争訟の前進、などが上げられます。

財政審、母子加算の削減などむき出しの保護抑制を求める。逆流を許さず、運動の発展を

しかし、○四財政審の建議は、むき出しの新自由主義の立場に立ち、母子加算など給付水準の更なる削減を求めています。また、大阪市など一部自治体は、生活保護の更なる抑制の

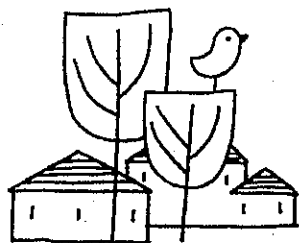
## 生活保護改革を考える神戸集会

### 一一〇名で大成功

様々な団体が一堂に、「生活保護を考える

ひょうご「ネットワーク」結成へ

さる二月二八日に神戸市の総合福祉センターで、各地に先駆けて「生活保護改革を考える神戸集会」を開催した。数十人の定員の部屋を準備したが、すぐに部屋は一杯になり、やがて一〇〇人も人が通路や演台にまであふれてしまった。これまで兵庫県では、兵庫県生活と健康を守る会、ひょうご福祉ネットワーク、神戸の冬を支える会、高橋古川不当



ために資産調査の権限強化を国に要望しています(54.6.19「読売」)。この

ような「逆流」を許さず、母子加算削減を許さない取組みなど、専門委員会の前向きな議論を生かすいっそうの奮闘が求められています。



神戸女子大学 松崎喜良

配転撤回を求める会、神戸公務員ボランティア、NGO神戸外国人救援ネット、釜ヶ崎医療連、公扶研、研究者など、様々な団体が、それぞれ課題を持って生活保護への関わりを強めていた。しかし、この集会の開催に向けて、「生活保護を役に立つように改革したい」という思いをそれぞれが持ち寄って実行委員会に参加したのである。集会の成功は、生活保護の重要性を考えている人々がたくさんいることに確信をもつことができた。この集会の成功をきっかけに、当面、真の生活保護改革が実現するまで「生活保護を考えるひょうごネットワーク」が作られ、活動が継続されていくことになった。

## 「生活保護の在り方専門委員会」の議論から

静岡大学 布川日佐史

### はじめに

社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」は、昨年八月の発足以来、まずは生活扶助基準、加算、改定方式の見直しなどを議論し、十二月に「中間取りまとめ」を提出した。どういうわけか専門委員会の一員に選ばれ、加算を廃止せよとの強い外圧のかかった「しんどい」議論に加わることとなった。高齢加算についての結論は「廃止の方向で見直すべきである」、ただし、高齢者の社会生活に必要な費用に配慮する、激変緩和の措置を講じる、ということになった。これを受けて、厚労省は高齢加算の段階的廃止を四月から実施した。自分としては充分な議論を展開できなかったと反省している。「中間取りまとめ」の問題点については、竹下・大友・布川・吉永編著『生活保護「改革」の焦点は何か』(あけび書房)で批判的に検討した。生活扶助基準の妥当性の検証を始め、再検討が必要な点がたくさん残っている。

専門委員会は二月から自立支援と保護の要件を議論してきた。7月末には最終報告が取りまとめられるはずである。ここでは専門委員会に参加する中で私個人が感じたことを述べさせていたきたい。ご意見ご批判をいただければ幸いである。

### 1 高齢加算の削減・廃止

高齢加算の削減に対して、現在、全国で不服審査請求が起きている。これがどのように進展していくのか注目している。専門委員会では、①高齢に伴う特別ニーズを、七〇歳から包括的、定型的に加算という形で一括給付する根拠はない、②加算を廃止しても、最低生活費を割り込むことはない、③高齢に伴うニーズは、一類費の年齢別需要額の決定などへ反映させる、などの議論をした。

加算の廃止に対する運動の課題は、二つあるように思える。高齢者の加算に伴う特別需要を個人ごとに認めさせる運動と、加算の廃止で高齢者全体が最低生活以下に落ち込んでしまったことを批判し、高齢者全体の生活扶助費の引き上げをめざす運動と、どちらもありうるように思える。

加算に伴う特別需要があるのに、加算を減らされてしまった保護利用者は、今すぐ、必要な特別需要分を申請するしかない。それをちゃんと認定させるようにしなければならぬ。これが前者の運動である。

専門委員会は、高齢の保護利用者がどんな社会生活をおくっているのか、データをもとに検証した。それによれば社会的孤立の状態に近い実態であることは明らかであり、社会参加のニーズを充たせるよう改善が

### 2 自立支援型の生活保護へ

二月以降の専門委員会は、「使いやすく、出やすい、自立支援型」の生活保護への転換が共通認識になり、昨年未までとは違う雰囲気です。「保護の要件」、「自立援助」の改善を検討してきた。

保有が認められる資産については、土地・家屋、(自動車、現金、金融資産、だけを規制対象とし、その他の生活用品は原則保有を認めるべき、という意見もあった。入り口をできるだけ広げ、なるべく



早めに生活保護にアクセスできるよ  
うにする、生活再建のため一定の資  
産保有を可能にする、保護からでた  
後の不安定な期間を支えられるよう  
にする、この方向性は共有されてい  
る。

私的扶養の優先については、家族  
関係の変化を踏まえ、扶養義務の履  
行を求める範囲を「生活保持義務関  
係」、すなわち(同居している)夫婦  
間と、未成熟子の親に限定すべきと  
合意した。

教育扶助は、高校までということ  
を確認した。

生業扶助については、保護利用者  
はもとより「おそれのある者」にも  
使いやすくするという議論をした。  
貧困の予防として生業扶助を活用す  
べきである。こうして単給をする際  
の適用基準を、早急に詰めなければ  
ならない。

勤労控除の額を大幅に拡大し、貯  
蓄できるようにし、それをもとに保  
護脱却を促進しようという意見も  
あった。就労に伴う増加需要の補償  
という位置づけではなく、就労イン  
センティブや自立の準備という位置  
づけに軸足を移そうというのが大方  
の意見であった。

自立支援サービスとして、まずは  
負債、病气、生活などに関わる様々  
な問題への相談援助が必要であり、



就労支援、  
就労の場の  
提供を段階  
的かつ柔軟  
に提供する  
総合援助体  
制を創ると  
いうのは、

事務局も含む共通の問題意識である。  
教育扶助の改善は最高裁で勝訴し  
た中島学資保険裁判が投げかけた課  
題であり、当然である。その他、生保  
裁判連の成果の多くがここに反映し  
ていると思われるが、積み残しがあ  
ればご指摘いただきたい。

### 3 稼働能力活用要件の見直し

稼働能力活用要件については、ど  
んなまともになるのかまだ先が見え  
ない。私自身は、稼働能力のある人  
保護の入り口で排除するような運用  
をなくす、すなわち、稼働能力の活用  
は保護の入り口ではなく、保護受給  
中の要件(消極要件)であり、ケース  
ワーク、自立支援の課題であるとい  
う主張を繰り返している。また、利用  
者とケースワーカーとの信頼関係を  
最初から壊してしまおうような現状で  
は、自立支援どころではない。利用者  
の権利と義務(六十条、指導・指示  
二十七条、指示等に従う義務(六十  
二条)の見直しも必要である。私がど  
んな意見を述べているかは、厚生労  
働省のHPで、提出した資料ともど  
も公開されているので、ご参照の上  
ご批判いただければ幸いである。

議論の過程で、林訴訟の意義をあ  
らためて認識することができた。林  
訴訟は、稼働能力のある人を保護の  
対象としないという誤った運用を糾  
弾し、就労可能であろうと生活に困  
窮した人へ保護を適用するのは当然  
のことだと厚生労省に認めさせた。当  
たり前のことだが、林訴訟でそれを  
確認する前に、どれだけ悔しい思い  
や、取り返しのつかない悲劇を引き  
起こしてきたことか。  
林訴訟の意義は、それだけでなく、



稼働能力の活用を保護の積極的要件  
とする従来の運用が論理的に成り立  
ちうるのか、司法と厚生労働省にギ  
リギリまで迫ったというところにも  
あるのではないだろうか。林訴訟は  
「稼働能力を活用しているなら、保  
護の要件を充足する」が、林さんは  
「稼働能力を活用していない」とい  
う名古屋・厚労省の立場に対し、  
「現に職がなく、稼働能力の活用が  
できないでいる失業者は保護の要件  
に欠けるというのか」と根本的な問  
いをぶつけた。そこからでてきたの  
が、稼働能力の活用の意思があるの  
に、活用の場がない場合は、能力を  
活用しているわけではないが、「能  
力を活用していないとはいえないの  
で、保護の要件を充足する」という  
判決である。「能力を活用している」  
でもない、「能力を活用していない」  
でもない、「能力活用を要件としな  
い」でもない。「能力を活用していな  
い」状態と、「能力を活用している」  
状態のあいだに、「活用していない  
とはいえない」状態が現実中存在す  
る、という論理である。稼働能力を  
活用していることが保護受給権の生  
じる条件だとする限り、すなわち、  
稼働能力活用を保護の受給権を成り  
立たせる積極的要件と位置づけてい  
る限り、こういう状態を想定しない  
と、失業した人への保護は可能にな  
らない。このことを、林訴訟が明確  
にしたのである。

現在の生活保護法に欠格条項はな  
い。しかし、厚生労働省は稼働能力活用を  
積極的要件と位置づけ、実際には、  
「就労の意思に欠ける者」、「稼働能力  
を活用していない者」を保護から排  
除する運用をしてきた。林訴訟は、  
「無差別平等」、「必要即応」という生  
活保護の根本原則と、実際の運用と  
が大きく乖離している現実を前にし  
て、「これをちゃんと説明してみろ」  
と司法と厚生労働省に迫り、ギリギリの  
ところへ追い込んだのだと思う。  
林訴訟で確認した余地を押し広げ  
ていくことが、一つの方向性だろう。  
判決を受けて厚生労働省は「稼働能力を  
活用していないとはいえない」の  
判断を、その人に「就労の意思が有る  
こと」と、「稼働能力活用の場がない  
こと」をもとにおこなうとしてきた。  
「意思が有る」と「稼働能力活用の場  
がない」をどう判定するかを争い、基  
準を明確にし、保護の適用を広げて  
いくという方向である。この二つの  
判定基準を確定し、恣意性に任せな  
いようにするのは必要かつ重要な課  
題である。しかし、「稼働能力活用の  
場がないこと」はどのように証明で  
きるのだろうか？有効求人倍率など  
の一般統計を判断基準とするなら、  
「仕事がなくったとはいえない」と結  
論されてしまう。職安の求人数がゼ  
ロにならない限り、「仕事がなくった  
とはいえない」のである。  
申請者の立場からするなら、「稼働  
能力活用の場がないこと」を問うの  
ではなく、「活用の場がある」「仕事は  
ある」ということを、実施機関の側  
が、その人にふさわしい仕事を具体  
的に示すというやり方で立証すべし、  
という結論になる。



しかし、現状のままでは、現場のワ  
ーカーの方々がこれをやったら、むなし  
い作業になってしまうのではないかと  
私は思い続けてきた。実施機関が、保護  
申請者にふさわしい仕事を捜すのは、  
「あなたにぴったりの仕事がありません  
。でも、あなたは、その仕事を自分で  
見つけず、そこに就職していません。就  
職する可能性があったのに、あなたは  
努力をしません。それはあなたに  
就労の意思が欠けているためです。  
よって、あなたは稼働能力を活用して  
いないと判断し、あなたへは保護を出  
しません。お引取り下さい」と言うため  
の作業となる。保護を出さないために、  
その人にぴったりの仕事を捜すという  
作業はむなししい。申請者にぴったりの  
仕事を捜すのは、その人の就労を援助  
するためというのが、実施機関本来の  
仕事のはずだ。  
むなししい作業になってしまおうとい  
うのは情緒的な言い方である。こうした  
状況への批判を論理的に組み立てられ  
ればと思うのだが、力不足のため成功  
していない。現時点での私なりの考え  
をまとめてみよう。  
「稼働能力を活用しているか、してい  
ないかの判断」として、現在三つのバリ  
エーションが混在している。①「稼働能  
力を活用しているから、保護の要件を  
充足する」という判断、②「稼働能力を  
活用していないので、保護の要件を充  
足しない」という判断、③「稼働能力を



活用して  
いないと  
はいえな  
いので、  
保護の要  
件を充足  
する」と  
の判断、

この三つである。この三つの違いを明確にすることが、まず大切である。

林訴訟は、①の立場だった厚労省を追い詰めた。すると厚労省は判決を受け、「実は③を判断します」とすり抜けたということだろう。しかし、実は、①と③はセットにならない。③の判断の具体的な基準を設定したとしても、そしてその基準をクリアしたとしても、それは、①とは別である。「活用していないとはいえない」という判断は、「活用している」という判断とはまったく別の判断をすることになるのである。

③がセットになるのは、②とである。「活用していない」の判断と、「活用していないとはいえない」の判断が、対になるのである。

林訴訟の一审は、①の「活用していない」かどうかを争った。被告の市は「活用していない」、原告の林さんは「活用していないとはいえないではないか」と主張し、判決は原告の主張を認めた。二審判決以降、厚労省は、「活用していないとはいえない」かどうかを判断するとの立場に立ち、「能力活用」の意思があるか、「稼働能力を活用する場がないか」を判断基準とする、としてきた。本年二月以降、厚労省事務局が専門委員会に提出してきた資料は一貫してこうした内容のものであった。「活用していない」をど

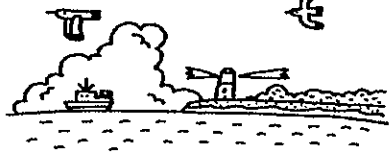
う判断するかではなく、「活用していないとはいえない」をどう判断するかはシフトしてしまっている。本筋は「活用していない」を判断するはずだが、論点が違ってきたように見える。

結論として言いたいのは、稼働能力の有無を判断するということは、稼働能力活用を保護受給権を成立させる積極要件として位置づけ、「稼働能力を活用しているから、保護の要件を充足する」という判断をする、もしくは、「稼働能力を活用していないとはいえないので、保護の要件を充足する」と判断する、のいずれでもないということである。稼働能力活用要件は、保護受給権の成立を妨げる要件、もしくは、いったん成立した保護受給権を消滅させる要件、保護の消極的要件、権利障害要件であり、「稼働能力を活用していないので、保護の要件を充足しない」という判断をするのである。

では、どういうやり方で、「稼働能力を活用していない」を判断するのか。これもイメージがそれぞれに異なることだろう。ちゃんと議論をする必要がある。原則とすべきは、実施機関が、あなたにふさわしい仕事があると具体的に提示して、それを拒否し続けた場合、「稼働能力を活用していない」と判断できるということである。ケーサーカーがその人にあう仕事を提示するという作業は、今度は自立支援の一環に位置づけられているのである。稼働能力の活用が不十分だった

り、活用していないように見える要扶助状態の人たちに対し、実施機関は生活扶助等を給付しつつ、自立援助・就労援助をする。生業扶助を活用し資格・能力向上の機会を提供し、さらに、具体的な就労先を斡旋する。

実施機関が、稼働能力を活用していないと判断するのは、実施機関が、その人にふさわしい（就労が期待できる）具体的な勤務先を提示し、就労支援を継続的に行ったにもかかわらず一向に求職活動しない、就労努力をしないなどの場合である。保護の継続が本人の自立助長を妨げる場合には、保護の不利変更をすることもできる、ということである。



ただし、この判断は保護の停・廃止に繋がるものであり、その人に最低生活以下の生活をもたらしことになるので、保護の停・廃止後の本人の生活状況を充分考慮したうえで、慎重にしなければならぬのは当然である。保護停・廃止後も実施機関は、ケースワークを継続するなど、継続して見守る義務を負うことになる。

以上、長いわりにわかりにくい論述で、インパクトが足りないことを痛感している。頭を切り替えれば、もっと単純に言えるのかもしれない。専門委員会では、生活保護法の基本は本来こういうものだったはずだと『生活保護法の解釈と運用』を

もちだしてみたが、事務局との間の解釈論争に終わってしまった。論理の問題もしくはスジとしてちゃんと詰めていく課題が残っている。自立支援のためには、要件の見直しが必要だということ、最低生活を保障せよということ、自立支援を早め開始せよということ、セツトで打ち出すことが新しい局面を開くように思える。

同時に、貧困状態にある人の実態をもっと明らかにし、そこから迫らなければならぬとも思っている。保護申請時には、そもそもその時点で本人の意思や努力では解決困難な就職の壁（負債、保証人、家族、健康の問題など）があることを認めるべきである。困窮状態で職安に行くバス代もない、電話も停まっているなど、稼働能力を活用するため就労しようと努力しようにも就職活動が十分できない場合もある。こうしたことから就労できないのであるのだから、稼働能力を活用していないことにはならない、という解釈を確定できればと、というのが最小限の願いである。

#### 4 保護利用者の義務と権利

利用者の権利と義務、指導・指示、指示等に従う義務の見直しについては、勉強不足のため、ちゃんとした問題提起ができなかった。今後もっと積極的に議論していただければと思う。

#### 5 地方分権の中での生活保護

三位一体改革によって、生活保護の大枠が、中央と地方、官と民という座標軸のなかで、大きな変容を迫られている。ここにちゃんと目を向けなければいけない。級地の変更、国庫負担率を

引き下げるといふ方針や、NPOや社会福祉士会なども含む相談援助体制作りということ、サービス供給主体の多様化の話も出てきている。国庫負担率を引き下げられれば、生活保護改革に取組む自治体は、その分を自分の財源から持ち出しでやらざるを得なくなる。専門委員会が改革の提言をしたところで、改革が棚上げになるのは間違いない。

現在の生活保護の運用を厳しくしている諸悪の根源は、こうした中央からの財政コントロールにあるのではないかと思う。生保裁判連の運動が、要扶助者の立場から、福祉の基礎構造改革が現場にもたらしている弊害を顕在化させ、問題の根本に迫っていくことになるかと確信している。

#### おわりに

財務省の財政制度等審議会が、専門委員会の議論と正反対の建議を出した。専門委員会へ圧力が強まるだろう。とはいえ、委員は福祉や生活保護の専門家である。専門委員会としては、積極的に評価していただける改善案をまとめることができると確信している。

最高裁で続けて勝つことができるというのは、社会状況が変化し、現状を放置できなくなっているというところの現われだろう。生活保護の具体的な改善が実現できるかどうかは、これから社会的な運動が広がるかどうかにかかっている。



